

令和元年6月5日

図書館友の会全国連絡会 御中

総 務 省

貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和元年5月28日付け文書にていただきました「地方自治を支える公立図書館の振興を求める要望書」につきまして、以下のとおりお答えいたします。

○ 要望事項1 「公立図書館に指定管理者制度を導入すべきではないことを示してください」

図書館の運営については、行財政改革の一環として指定管理者制度を導入した場合でも、司書など専門性の高い職員を引き続き配置することも可能です。制度導入にあたっては、施設の目的や地域の実情等を勘案し、そのあるべき姿について、地方公共団体と十分に協議していただきたいと考えております。

○ 要望事項2 「地方交付税の図書館経費の積算内容を豊かにしてください」

公立図書館の運営経費については、普通交付税の「その他の教育費（測定単位：人口）」の中に、計上しています。

図書、資料購入費等については、公立図書館の決算額などを踏まえ、平成30年度から市町村分を標準団体当たり920万円増額しています。

また、図書館協議会の経費については、平成28年度より市町村分についても標準団体当たり32.9万円を計上しており、今年度も同額を措置しております。

今後とも、地方団体の意見等も踏まえつつ、適切に算定して参ります。

○ 要望事項3 「指定管理者制度の導入に不正な思惑が働くことを防いでください」

地方公共団体においては、国家公務員法における再就職あっせんや現職職員の求職活動の規制等の退職管理に関する規定の趣旨、当該団体の職員の離職後の就職の状況等を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要な措置を講ずることとされているところです。

職務の公正な執行とともに、公務に対する住民の信頼を確保するよう、各地方公共団体において対応されるべきものと考えています。

以上